

生活衛生新型コロナウイルス感染症 対策挑戦支援資本強化特別貸付 (生活衛生新型コロナ対策資本金劣後ローン)

日本政策金融公庫 国民生活事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているスタートアップ企業や事業再生に取り組む生活衛生関係の事業を営む方等を対象に、財務体質強化を図るために資金を供給する「生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(生活衛生新型コロナ対策資本金劣後ローン)」をお取り扱いしています。

POINT
1

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、スタートアップ企業、事業再生に取り組む企業、今後の事業拡大に向け新たな設備投資を実施する企業等が対象です

POINT
2

業績に連動した利率や期限一括返済を採用しています

POINT
3

本制度による債務は、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができます

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

☎0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 (生活衛生新型コロナ対策資本金劣後ローン) 概要

ご利用いただける方 (注1)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活衛生関係の事業を営む法人または個人企業の方であって、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> J-Startupプログラムに選定された企業(注2)又は中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンド(注3)から出資を受けた方 中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業の再生を図る方(注4) 原則として認定経営革新等支援機関(認定支援機関)(注5)の指導を受けて事業計画を策定した方であって、かつ民間金融機関等との協調支援(注6)により事業の発展又は継続を図る方 												
資金のお使いみち	事業を行うために必要な設備資金および運転資金(注7)												
ご融資額	7,200万円以内(別枠)												
ご返済期間	5年1ヵ月、10年、20年のいずれか												
ご返済方法	期限一括返済(利息は毎月払)												
利率(年)	<p>ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます(注)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税引後当期純利益額</th> <th>5年1ヵ月</th> <th>10年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上</td> <td>3.40%</td> <td>3.40%</td> <td>4.80%</td> </tr> <tr> <td>0円未満</td> <td>1.05%</td> <td>1.05%</td> <td>1.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)ご融資後3年間は、税引後当期純利益額を問わず、利率は1.05%となります。</p>	税引後当期純利益額	5年1ヵ月	10年	20年	0円以上	3.40%	3.40%	4.80%	0円未満	1.05%	1.05%	1.05%
税引後当期純利益額	5年1ヵ月	10年	20年										
0円以上	3.40%	3.40%	4.80%										
0円未満	1.05%	1.05%	1.05%										
担保・保証人	無担保・無保証人												
融資条件など	<ul style="list-style-type: none"> 審査時に原則として生活衛生新型コロナ対策資本金劣後ローン専用の事業計画書をご提出いただく必要があります 毎期の経営状況の報告等を含む特約を締結していただきます 												
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本制度による債務については、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができます 本制度による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後します 原則として、ご融資後5年間は期限前返済をいただけません 												

(注1)ご利用にあたっては、振興計画認定組合の組合員の方は、振興計画認定組合の長(組合の長から委任を受けた支部長及び理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」、組合員以外の方で設備資金をご利用の場合は、都道府県知事の「推せん書」(借入申込金額が500万円以下の場合には不要)が必要となります。

(注2)J-Startupプログラムに選定された企業は、J-Startupホームページ(<https://www.j-startup.go.jp/startups/>)から確認できます。

(注3)主に「起業支援ファンド」または「中小企業成長支援ファンド」に分類される投資ファンドから出資を受けた方が対象となります。

お客さまが出資を受けている投資ファンドが、中小機構が出資しているかどうかについては、中小機構「[出資ファンド検索システム](#)」からご確認いただけます。検索の結果、対象になるか不明な場合は、支店の窓口までお問い合わせください。

(注4)「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール支援」または「再生計画策定支援」を受けている方に限ります。

(注5)認定支援機関は、以下のサイトから検索することができますのでご確認ください。

◆金融機関以外: 中小企業庁HP (https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)

◆金融機関: 金融庁HP (<https://www.fsa.go.jp/status/nintei/>)

(注6)原則として、民間金融機関等が日本公庫の融資に合わせて、または融資後一定の期間内に、新たな融資を行うことをいいます。

(注7)組合員以外の方の運転資金は、既存融資(生活衛生貸付)のお借換を含む場合のみのお取扱いとなります。

※ 本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、日本公庫の審査が必要となります。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合があります。くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧くださいか、支店の窓口までお問い合わせください。